

## 第6章 その他

### 1, 排水設備工事のながれ

①住民（申請者）が斑鳩町指定工事店へ依頼



②指定工事店が調査、設計、見積り



③住民（申請者）と指定工事店が工事契約



④排水設備計画確認申請書等を町へ申請

※指針様式第3号 排水設備等（変更）工事調書提出

既設管使用のうち、指針外利用がある場合は、指針様式第4号提出



⑤町が審査。加入負担金納付書を指定工事店へ交付



⑥指定工事店から加入負担金納付諸を申請者へ渡し、申請者が町内の銀行で納付



⑦町で加入負担金の納付を確認した後、排水設備計画確認通知書の交付



⑧工事着手



⑨排水設備工事完了届を町へ提出（工事完了後5日以内）

※公共下水道使用開始届提出

指針様式第5号 浄化槽・便槽最終汲み取り処理調書提出



⑩町により排水設備工事検査実施（責任技術者立ち会い）※下水道使用料賦課



⑪検査合格後、検査済証交付



※浄化槽撤去後30日以内に指針参考様式第1号 浄化槽使用廃止届出書を奈良県景観・環境総合センターへ提出